



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:種橋

振替休日について 今年は新天皇即位等による祝日・休日の増加や、働き方改革による有給休暇の法改正により、所定労働時間の減少や残業時間の増加、連休中の人員の確保等に頭を悩ます会社も多いのではないのでしょうか？また来年にはオリンピック・パラリンピックの開催に伴い、首都圏では混雑緩和措置として、開催期間中に出勤する方の人数を減らすような取り組みが必要になると想定されます。今回のあおぞらレターでは「振替休日」についてご案内します。労働日の調整方法の一つとして振替休日を活用してみたいかがでしょうか。



振替休日とは… 事前に休日と労働日を入れ替えて、休日を労働日に、労働日を休日とすること。

導入方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業規則等に規定しておく 【規程例】(休日の振替) 業務の都合により会社が必要と認める場合には、あらかじめ●条の休日を原則同一月内に限り、他の日に振り替えることがある。
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ● 振替休日が同一週内の場合、通常、割増賃金は発生しない。また、法定休日を労働日に変更しても、通常の賃金を支払えば良い « 図1参照 » ● 振替休日が別週の場合、一週間の法定労働時間(原則40時間)を超えた時間については、割増賃金(2割5分以上)を支払う « 図2参照 » ★ 変形労働時間制やフレックスタイム制の場合には、扱いが異なりますのでご注意ください。
振替日の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ使用者が指定
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 振替休日は出来るだけ近接した日が望ましい ● 振替日は前日までに通知すること ● 原則、毎週少なくとも1日は休日とすること

具体例：①～③が就業規則で規定されている会社の場合



- ① 週休2日制(法定休日が日曜日、所定休日が土曜日)
- ② 所定労働時間が1日7時間(法定労働時間1週40時間)
- ③ 日曜日起算の暦週(日～土で1週間)

● **図1 日曜日を木曜日(同一週内)と振り替えた例**

⇒ 割増賃金の支払いは不要

7h	7h	7h	7h	休	7h	休
日	月	火	水	木	金	土

法定労働時間内に収まる(週40時間内)

● **図2 日曜日を翌週月曜日(別週)と振り替えた例**

⇒ 割増賃金の支払いが必要!

7h	7h	7h	7h	7h	7h	休	休	休
日	月	火	水	木	金	土	日	月

1週40時間超の部分(2時間分)に25%以上の支払いが必要

- 振替休日の制度は、代休と異なり事前に振替日を決めておくことで、休日の割増賃金(35%以上)を支払う必要がなく、月の労働日や休日が減ることもないので、人件費や過重労働を抑制できるといった利点があります。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277